

○豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査会 施行規則

制定 平成28年7月22日 規則第7号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査法施行条例（平成28年組合条例第5号。以下「条例」という。）第12条に基づき、豊中市伊丹市クリーンランド行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営その他必要な事項を定めることを目的とする。

(会議)

第2条 審査会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(調査審議の手續の併合又は分離)

第3条 審査会は、必要があると認める場合には、数個の事件に係る調査審議の手續を併合し、又は併合された数個の事件に係る調査審議の手續を分離することができる。

2 審査会は、前項の規定により、事件に係る調査審議の手續を併合し、又は分離したときは、審査関係人にその旨を通知しなければならない。

(庶務)

第4条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される審査会その他会長の職務を行う者がいない場合における審査会の招集及び会長が決定されるまでの審査会の議長は、管理者が行う。